

# 国保 だより

令和6年度  
第1号  
R6.5月発行

## 後期高齢者健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の高齢者の皆さんを対象に、年1回の健康診査のご案内です。

**6月上旬**に、対象者へ「健康診査受診券」**桃色**を郵送します。

### ❁ 健診受診方法【定期受診のない方】

- ① 質問票の記入：受診券に同封されている質問票を記入してください。
- ② 受診券・質問票を持って町内医療機関を受診  
※希望する医療機関に、事前に健診の**予約を入れて**受診します。

#### 【対象の医療機関】

医療機関	電話番号	受診期間
国見ヶ丘病院	72-3151	<b>令和6年6月3日(月) ～令和6年12月27日(金)</b>
古賀医院	72-6178	
佐藤医院	73-2010	
高千穂町立病院	73-1700	
高千穂産婦人科診療所	82-2722	<b>【女性のみ】</b> 上記期間中の <b>火・金のみ</b> 〈診療時間〉9:30～12:00/13:30～16:00

### ❁ 健診受診方法【町内医療機関受診中の方】

- ① 質問票の記入：受診券に同封されている質問票を記入してください。
- ② 受診券・質問票を持って町内医療機関を受診  
※定期受診の際に受診券を持参し、担当医にご相談ください。

#### 【対象の医療機関】

医療機関	健診の種類	受診期間
国見ヶ丘病院	個別健診	<b>令和6年6月3日(月) ～令和6年12月27日(金)</b>
古賀医院		
佐藤医院		
高千穂町立病院 (耳鼻科・眼科・整形外科・皮膚科は定期的に受診していても事前予約が必要です。)	※情報提供 (追加料金が発生する場合があります)	
高千穂産婦人科診療所	個別健診	<b>【女性のみ】</b> 上記期間中の <b>火・金のみ</b> 〈診療時間〉9:30～12:00/13:30～16:00

### 町立病院を定期受診されている場合

※情報提供とは：普段の定期受診での血液検査結果等を病院から役場に提供してもらうことで、健診を受診したとみなす方法です。定期受診の内容が健診項目を満たしていない場合は追加料金が発生する場合があります。  
また、定期受診の際の受診料金は普段通り発生しますのでご了承ください。

### ❁ 健診の対象者

- ・75歳以上の方で、入院・施設入所されていない方  
(生活習慣病で治療中の方も健診の対象になります。)
- ・65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方

### ❁ 健診料金：無料！ (町立病院での情報提供では追加料金が発生することがあります。)

### ❁ 健診内容

- ・医師の診察
- ・身体測定：身長・体重・腹囲
- ・血圧測定
- ・尿検査：蛋白・糖
- ・血液検査
  - ① 肝臓 (GOT・GPT・γ-GTP)
  - ② 脂質 (中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)
  - ③ 血糖 (空腹時血糖・HbA1c)
  - ④ 腎臓 (クレアチニン)
  - ⑤ 血清蛋白 (総蛋白・血清アルブミン)
- ・心電図検査 (医師が必要と判断した場合)



### ❁ 健診受診時に必要な物

保険証 ・ 健康診査受診券 (桃色) ・ 質問票 (白色)

### ❁ 健診当日の食事

【午前の受診】朝から飲食・喫煙はしない  
【午後の受診】朝食を8時までに軽くとり、その後は飲食・喫煙はしない

【20～74歳の国保加入者の方々へ】

## 9月の国保特定健診・わけもん健診のお知らせ

**令和6年9月4日(水)～9月6日(金)**に予定しています。

※詳細については決まり次第、通知させていただきます

- ・申込をされている方には、案内のハガキを送付します。  
※健診セットは4月に送付されているものをご利用ください
- ・申込をされていない方で、受診を希望される場合は福祉保険課までご連絡ください

裏面もご覧ください

(問い合わせ先) 高千穂町福祉保険課 TEL: 0982-73-1202

(令和6年4月時点)

**⚠️ ご注意ください!**

今年12月2日から

**現行の保険証は発行されなくなります**

※令和6年12月1日の時点でお手元にある保険証は、有効期限まで使用可能です。  
(転職等で加入している保険者が変わった場合は、使用できなくなります。)

とっても  
カンタン!

## 医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

### 1 受付



マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます!

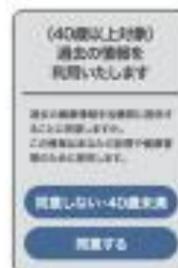
### 2 本人確認

顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。



### 3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。



### 4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて健診・薬剤にお支払いが必要です。

**!** マイナンバーカードを保険証として利用するための  
登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

#### STEP1. マイナンバーカードを申請

- 申請方法は選択可能です
- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

#### STEP2. マイナンバーカードを 保険証として登録

- 利用登録の方法
- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP1「カードの申請」、STEP2「保険証の登録」  
どちらも**役場町民生活課**でできます。TEL:73-1203  
※ただし、保険証の登録はカードができてからの申請になります。



## マイナンバーカードを使うメリット

### ① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険税で賄われている医療費を20円  
節約でき、自己負担も低くなります。

### ② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体  
の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

### ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を  
超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある  
保険証の有効期限が切れる前に、「資格確認書」を交付いたします。  
(マイナ保険証をお持ちで紛失等された場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が  
交付されます。)